

## 川崎市契約後V E方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市が発注する工事について、民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコストの削減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付ける契約後V E方式の試行に必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト削減が可能となる提案が期待できる工事を選定するものとする。

(提案を求める範囲)

第3条 V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負金額の低減を伴うものとし、原則として、工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案は、原則として、V E提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 川崎市工事請負契約約款第19条〔条件変更等〕に基づき条件変更が確認された後の提案。
- (3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案。

(提案の提出期間等)

第4条 受注者は、第3条によるV E提案をする場合は、その内容を記載したV E提案書（第1号様式から第4号様式）を提出するものとする。

- 2 V E提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から20日以内とする。
- 3 前項のV E提案の回数は、原則として1回とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、工事の実情に照らして、提案の提出期間及び回数を別に定めることができる。
- 5 V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(提案の審査)

第5条 V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性等を評価するものとする。

- 2 V E提案の審査は、契約後V E審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。
- 3 審査委員会の構成員は、原則として、当該工事を所掌する部長、課長、係長、設計担当者、検査担当者、工事依頼局の関係職員、契約課長及び関係職員とするものとする。なお、審査委員会は、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- 4 審査委員会の事務局は、当該工事の執行課に置くものとする。

(提案の採否の通知)

第6条 VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内にVE提案採否通知書(第5号様式)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 VE提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。

(VE提案が適正と認められた場合の設計変更等)

第7条 VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは、請負金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合において、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

4 VE提案が適正と認められた後、川崎市工事請負契約約款第19条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案内容の保護)

第8条 VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(責任の所在)

第9条 VE提案が適正と認められることにより、設計図書の変更を行った場合においても、受注者の責任が免れるものではない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※ 川崎市工事請負契約約款への追加条文

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第20条の2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負金額を変更しなければならない。この場合において、請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額を削減しないものとする。





第2号様式 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比等

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比

<b>【現状】</b> ..... 略図等	<b>【改善案】</b> ..... 略図等
-----------------------	------------------------

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他



第4号様式 関連工事との関係等

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 関連工事との関係

(2) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E提案が採用された場合に留意すべき事項

